

地方税法施行令の一部を改正する政令要綱

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 雑損控除額の特例の対象となる雑損失の範囲等を定めること。(附則第二十四条及び第二十五条関係)
- 2 他の雑損失金額又は他の純損失金額の生じた年が特定雑損失金額の生じた年又はその翌年である場合の控除の順序等を定めること。(附則第二十六条関係)
- 3 事業資産震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額及び不動産等震災損失額に係る当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額とされる金額等を定めること。(附則第二十七条関係)
- 4 財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付の手続について定めること。(附則第二十八条関係)

関係)

二 事業税

被災損失金額及び平成二十三年特定損失金額を定めること。(附則第三十条関係)

### 三 不動産取得税

1 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）に代わるものとして取得された家屋（以下「代替家屋」という。）に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十一条関係）

2 代替家屋の敷地の用に供する土地で被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「従前の土地」という。）に代わるものとして取得された土地に係る不動産取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を従前の土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十一条関係）

### 四 自動車取得税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車（以下「被災自動車」という。）に代わるものとして取得された自動車に係る自動車取得税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等

とすること。（附則第三十二条関係）

## 五 固定資産税及び都市計画税

- 1 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地で住宅用地であった土地（以下「被災住宅用地」という。）を住宅用地として使用することができない場合において当該被災住宅用地を住宅用地とみなして地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を平成二十三年度に係る賦課期日における当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、所有者等から当該土地の譲渡を受けたその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）
- 2 仮換地等に対応する従前の土地が被災住宅用地である場合において、当該仮換地等を被災住宅用地とみなす特例措置について、当該仮換地等が住宅用地とみなされた場合において小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲等について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）
- 3 被災住宅用地の所有者等が、平成三十三年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるもの

として取得した土地のうち被災住宅用地に相当する土地を住宅用地とみなして、地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる当該土地の所有者の範囲を当該土地の所有者等、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者の三親等内の親族で、当該取得された土地の上に新築される家屋に当該所有者と同居する予定であると認められる者及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地及び当該住宅用地とみなす土地のうち小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）

4 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得され、又は改築された家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した家屋の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者と同居するその者の三親等内の親族及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、減額措置の対象となる家屋の床面積の算定方法等について所要の規定の整備を行うこと。

（附則第三十三条関係）

5 東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして取得され、又は改良された償

却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる者の範囲を当該滅失し、又は損壊した償却資産の所有者、当該滅失し、又は損壊した償却資産が地方税法の規定により共有物とみなされたものである場合における買主、当該所有者が個人である場合におけるその相続人及び当該所有者が法人である場合における合併法人等とするほか、特例措置の適用を受ける部分等について所要の規定の整備を行うこと。（附則第三十三条関係）

## 六 軽自動車税

東日本大震災により滅失し、又は損壊した軽自動車等（以下「被災軽自動車等」という。）に代わるものとして取得された軽自動車等に係る軽自動車税の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災軽自動車等の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が法人である場合における合併法人等とすること。（附則第三十四条関係）

## 七 その他

1 その他所要の規定の整備を行うこと。

2 以上の改正は公布の日から施行すること。